

ドッグラン利用規約

・第1条

- 1.不払いで入場した者は、カメラ画像の掲示と警察へ通報する。
- 2.破損を報告しない者は、カメラ画像の掲示と警察へ通報する。
- 3.扉は、1枚目を閉め2枚目を開ける。2枚同時に開けた事によって犬が逃げ出した場合、出入り禁止とする。
- 4.ドッグラン内の穴掘りは、次の利用者の怪我に繋がるため、出入り禁止とする。
- 5.犬、人ともに飲食（水を除く）をした事により、次の利用者の誤飲に繋がった場合は、出入り禁止とする。
- 6.ドッグランの利用には、狂犬病予防接種証明書（期限内）、混合ワクチン接種証明書（2年内）を摂取していない犬は入場を禁止する。

・第2条

- 1.水土日の合同ドッグランでのおもちゃの遊びを禁止する。
- 2.咬傷事故が発生した際は、両飼い主は退場し、その場での解決に努める事。
- 3.貸切ドッグランの利用料金は駐車時間も含めた料金になる。
- 4.ドッグラン場は子供の遊び場ではない為、これを禁止する。
- 5.アジリティドッグランで、人が遊具に乗る行為を禁止する。
- 6.合同ドッグラン内の写真の撮影及びSNS投稿の際は、自身の愛犬以外が映り込んだ場合、その映り込んだ側に必ずSNS投稿の可否を伺う事。
- 7.駐車場内での屯を禁止する。

・第3条

- 1.ドッグラン内の破損については修繕費用を請求する。
- 2.敷地内での犬、人の『事故・怪我・伝染病疾患・内外寄生虫疾患・その他病気・その他トラブル』は自己責任となり、弊社は一切の責任を負いかねる。
- 3.弊社が不適切と判断した者は、速やかに退出する事を同意する。

・第4条

- 1.初回登録料は、犬の頭数分発生する。1頭1,000円、2頭2,000円、3頭3,000。
- 2.60分利用料金は、犬の頭数に関係なく、1家族500円になる。1家族の定義は狂犬病予防接種証明書の名義人が同一であれば1家族とみなす。
- 3.カード紛失の際は再度登録料金が頭数分発生する。
- 4.会員カードの期限は登録日から1年間。期限切れの際は、再度本契約に同意し登録更新料を頭数分支払う。